

復興は被災者中心に！

一人ひとりの人間を大切にした
復興法制度に向けて
(弁護士の挑戦)

弁護士 津久井進



弁護士法人
芦屋西宮市民法律事務所

Ashiya Nishinomiya Citizen Law Office

今回の件で考えたこと

- 1 自分自身のやってきた道程を省みる
- 2 復興プロセスの中で弁護士の役目は何か
- 3 現在取り組むべき課題は何だろうか
- 4 立ち位置や存在意義など初心を確認する
- 5 先代から次代に受け継いでいきたい



弁護士法人

芦屋西宮市民法律事務所

Ashiya Nishinomiya Citizen Law Office

自分自身のやってきた道程を省みる



弁護士法人

芦屋西宮市民法律事務所

Ashiya Nishinomiya Citizen Law Office

これまでの道程（プロフィール）

転校生→長田高校→神戸大学→神戸弁護士会

マンション部会, まちづくり部会, 広報委員会

阪神・淡路まちづくり支援機構

子ども

関西学院大学災害復興研究所

JR福知山線転覆事故の支援弁護士

兵庫県震災復興研究センター

日弁連災害復興支援委員会

ボランティア

研究

9条の会

市民活動



弁護士法人

芦屋西宮市民法律事務所

Ashiya Nishinomiya Citizen Law Office

思い出深い出発点

阪神大震災ボランティア続々報 (1995.2.15)

先日来、紹介・募集しているボランティアの件ですが、既に10数名を超える皆さん、参加の意思を伝えて下さいました。しかし、一方で、情報不足などの理由で、踏み切れないとの方々も多くいらっしゃるようです。そこで、追加情報を提供いたします。(※前回に続きQ&A式です)

①無料法律相談活動について

- Q 実際の相談案件ではどのようなものが多いのでしょうか
A 今のところ、ほとんどが借地借家関係(含:マンション等)です。しかし、これからは保険、行政、相続等の問題も多くなってくると思われます。

Q 実際、何が求められているのでしょうか
A 当然、的確な法的アドバイスは求められています。この点については参考資料で対応できるでしょう(参加希望者には資料配布。但しコピー費用自己負担。資料は、弁護士会作成マニュアル等が中心)。

しかし、学生無料法律相談に求められているのは、被災者の不安定な精神状態に対するメンタルケア的な側面で、「話し相手になる」というレベルでも十分な本旨に沿った活動といえます。

Q 宿泊施設は
A 今週中に、カプセルホテル・ビジネスホテルを含む宿泊施設の連絡先一覧表を寮掲示板に掲示

- 1 今後、いずみ寮1F掲示板にボランティア情報コーナーを設けます。二回試験中を通じ、情報提供しますのでご覧になって下さい。

- 2 参加希望者はもちろん、現在思案中である方、単に興味を持って
いる方も、各クラス担当者にお申し出下さい。

- 3 神戸市教育委員会災害対策本部から司法修習生宛の連絡を別紙に添付します。ご覧下さい。 文責 津久井(四組:759号室)

文責 津久井(四組:759号室)

3 神戸市教育委員会
に添付します。ご質
問 不許可
3/13まで未許可

H9.1.15 読売新聞



弁護士法人
芦屋西宮市民法律事務所

Ashiya Nishinomiya Citizen Law Office

阪神大震災の直後、最高裁判の司法研修所（地玉和光市）の修習生が「被災地へボランティア」に行きた
い」と申請した。研修所は「好ましくない」と心配感
に「想ひ立つてはくれたが、被災生はそれを振り切って
被災地へ向かった」。未だ
皆の災害を座して見てい
られず、被災に動じうじ
た人たへ法医学の研修所へ
に苦労する研修所。そのや
り取りを、当事者だった元
修習生の弁護士が手配にま

ボランティア参加 しぶる司法研修所 振り切り被災地へ

アウトプットのためのインプット

津久井進の弁護士ノート

人生の転機や幸せを探す場面に立ち会うところに弁護士の生きがいがあります。ひとりごと、弁護士に関する事がら、事件、社会、教育、負債に関する事などが内容です（※記事の転載、引用は歓迎です。）

人生の転機や幸せを探す場面に立ち会うところ
弁護士の生きがいがあります。ひとりごと、
弁護士に関する事がら、事件、社会、教育、
負債に関する事などが内容です

■このブログ内の検索■

検索

■来訪者アクセス数■

797209

■カレンダー■

| Home | Next»

2006.08.31 生活保護の受付が法律違反

社会

私は最近までよく知らなかったんですが、生活保護の受付では、法律違反がまかり通っているんだそう



一人ひとりが違うこと



柳田邦男 「2.5人称の視点」

復興プロセスの中で 弁護士の役目は何か



弁護士法人

芦屋西宮市民法律事務所

Ashiya Nishinomiya Citizen Law Office

直後の役割

役に立たない

意外と役立つ

法律支援が不可欠

1 法律家によるよろず相談

2 立法事実の収集と、立法活動

3 尾を引く初期エラーの修正



弁護士法人

芦屋西宮市民法律事務所

Ashiya Nishinomiya Citizen Law Office

復興期の役割

- 1 在間弁護士の仮設巡回相談
- 2 宇都弁護士の徹底した寄り添い
- 3 吉江弁護士らの後方支援
- 4 小口弁護士・瀧上弁護士のチャレンジ
- 5 全国の原発訴訟団の戦い
- 6 私たちの兵站（ロジスティック）支援
- 7 つながりをつくること自体が目的に

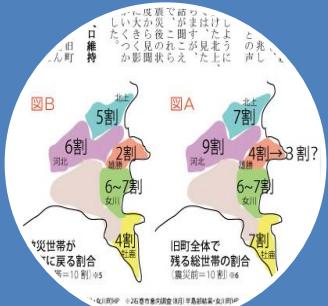


弁護士法人

芦屋西宮市民法律事務所

Ashiya Nishinomiya Citizen Law Office

合意形成について



宮城県
雄勝町



宮城県
名取市
閑上



福島県
新地町



宝塚第3
コーポラス



弁護士法人
芦屋西宮市民法律事務所

Ashiya Nishinomiya Citizen Law Office

合意形成について

多数決は民主主義ではない

決めることが民主主義ではない

民主主義は面倒くさくて大変なほどよい

正しいかどうかよりも納得するかどうかである

立憲民主主義は民主主義の安全弁

少数者が語り、多数者が聞くのが熟議

ルールは必要だが、急いではダメ

楽しむ度量と回り道が成功の秘訣



弁護士法人

芦屋西宮市民法律事務所

Ashiya Nishinomiya Citizen Law Office

現在取り組むべき課題



弁護士法人
芦屋西宮市民法律事務所

Ashiya Nishinomiya Citizen Law Office

現在取り組むべき課題

- 1 避難者支援のしくみづくり
- 2 一人ひとりが大事にされる災害復興法
- 3 関連死をなんとかする
- 4 復興に立ちはだかる課税問題
- 5 二重ローン問題対策の恒久法



弁護士法人

芦屋西宮市民法律事務所

Ashiya Nishinomiya Citizen Law Office

目の前にいる避難者の支援

原発賠償訴訟
是非傍聴に！
次回7/9
午前11:45～
神戸地裁



弁護士法人
芦屋西宮市民法律事務所

Ashi

ほかほか通信 N0.7 2015.6月

ほかほか★サポートチーム（原発賠償ひょうご訴訟）事務局発行 <http://okaoaka-hyozo.weebly.com/>

被ばくを避けようすること
…当たり前のこと、
基本的人権です

これは、東京電力福島第1原発事故でかけがえのない「あたり前の日常」を破壊された被害者が、完全賠償だけでなく医療的措置を含めた十分な恒久的補償制度を確立させ、憲法上の自己決定を尊重する「避難する権利」を勝ち取り、東電の過失責任とそれを放置してきた国・責任を明確にすることを通じて、地球上で二度と同じような惨事を繰り返させない安心できる社会を実現して、「子どもたちの未来」を取り戻すことを求めている集団訴訟です。

第一次訴訟(2013年9月)18世帯54人、
第二次訴訟(2014年3月)11世帯29人、
第三次訴訟(2015年3月)5世帯9人、合計で
34世帯92人

第1次訴訟第9回期日
第2次訴訟第5回期日

7月9日(木) 11:20集合

11:45～神戸地方裁判所101法廷
※大法廷に戻ってきました！
毎回、大勢で傍聴に来てください
原告の力となり、
裁判所へのアピールになります！

開廷後
神戸市総合福祉センター
(婦人会館4階)にて

原告より

家族を福島に残し、生後数か月の子供を連れて神戸に母子避難してきてから早くも4年3ヶ月が過ぎました。こんなにも長く、家族と離れたままになるとは夢にも思いませんでした。歩くことも話すこともできない赤ん坊だった我が子は、放射能汚染の不安のない安全な神戸でのびのびと育ち、元気に走り回り、楽しくおしゃべりし、一見すぐすくと成長しています。しかしその実、我が子の甲状腺には多数のう胞があり、血液検査をするたびに甲状腺異常を示す数値が表れています。検査を何度も繰り返しても、です。私たちが原発事故後福島に住んでいたのはだったの3日ですが、原発事故の半年後に、事情がありやむなく約1か月半ほど福島の自宅で過ごしました。その後は毎年、お盆と年末年始に約1週間ずつ帰省しています。いわば、たったこれだけの福島生活でさえ、子どもの体に異常が出ているのです。

私は福島が嫌になって出てきたのではありません。地震と津波の被害だけならば、地元に留まっていたことでしょう。なぜ今も神戸にいるのかと問われれば、放射能汚染による被ばくリスクに、最も愛の我が子を晒したくないから！ただそれだけです。福島在住のままだったなら、こんな単純な想いすら口に出すことは憚られるでしょう。訴訟の原告になるなんて、できなかつたかもしれません。

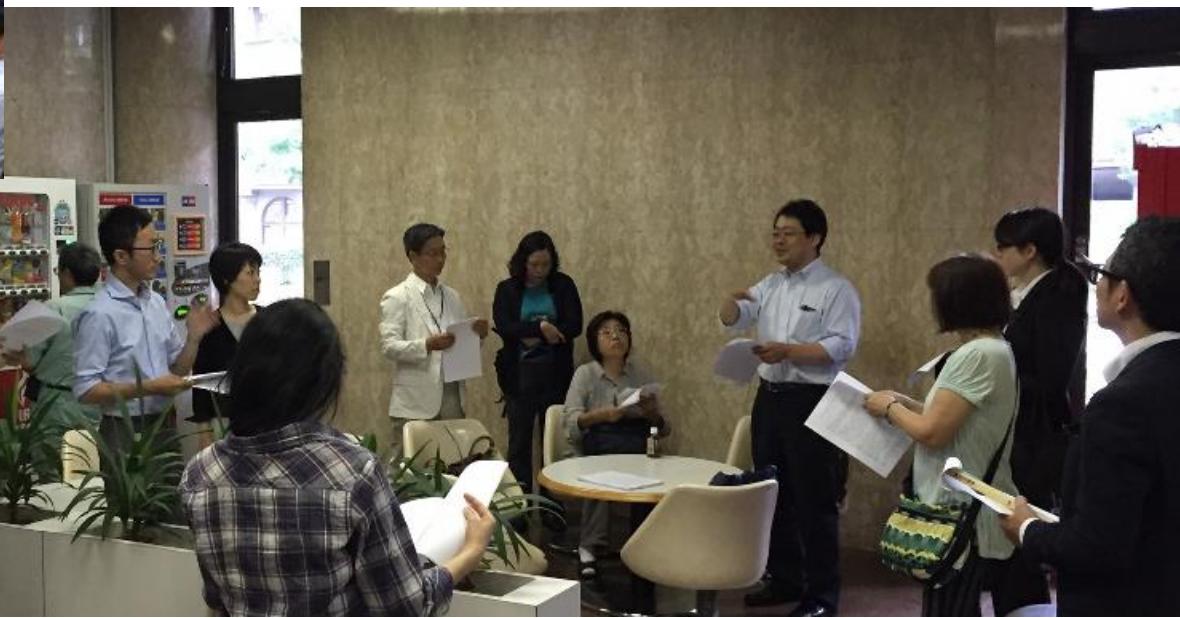
神戸に来たから、理解し支えてくれる方たちと出会えたから、私たちはこうして原告として想いを伝えることができています。ひとえに支援者の皆様のおかげです。ありがとうございます。先の見えない、不安ばかりの、相手が大きすぎる問い合わせですが、今後も共に歩いていただけますよう、よろしくお願ひいたします。

子どもたちが元気でいてくれること、それが願い



目の前にいる避難者の支援

原発事故による避難者は、たった
県営住宅6世帯、県の借上げ住宅16世帯だけ。
平成29年3月以降の支援、兵庫県がしないと！



長期避難者への立法措置

なんでもかんでも「災害救助法」でやるのをやめて、大規模災害で長期にわたる避難などの対策は、別の法律を設ける。

原発事故の避難は特別法をつくる。

新・災害救助の6原則



弁護士法人
芦屋西宮市民法律事務所

Ashiya Nishinomiya Citizen Law Office

一人ひとりが大事にされる災害復興法

【ご案内】7月18日 シンポジウム—在宅被災者の現状を考える— 一人ひとりが大事にされる 新たな災害復興法を目指して

告知 <活動の記録> - 2015年06月24日

シンポジウム

— 在宅被災者の現状を考える —

一人ひとりが大事にされる 新たな災害復興法を目指して

日時

2015年7月18日(土) 14:00~17:00

会場

岩手県産業会館 7階 (住所: 盛岡市大通1丁目2-1)

【主催】一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会

【後援】特定非営利活動法人 いわて連携復興センター、一般社団法人 SAVE IWATE、一般社団法人パーソナルサポートセンター

【協力】一般社団法人チーム王冠、公益財団法人共生地域創造財団

7月18日に開催される一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会主催のシンポジウムのご案内です。現在の災害関連の法律では制度の狭間で救えない方等がいる現状を鑑み、被災者一人ひとりの視点に立った「一人ひとりが大事にされる災害復興法」の制度化に向け、活動をしていま



一人ひとりが大事にされる災害復興法

災害時の
住まいの確
保に関する
基本法

災害救助法

建築基準法

公営住宅法

土地区画整理法

都市再開発法

大規模災害復興法

被災者生活再建支援法

原子力損害賠償法

子ども被災者支援法



放置された在宅被災者

在宅被災世帯の現在、写真紹介



石巻市市街地地区／老人世帯（姉妹）／

壁から外が見え、風呂は壊れたまま。金銭的な理由でこれ以上の修繕はあきらめている。



石巻市北上地区／独居老人世帯／

制度の活用はしたが、修理できていない場所は多い。自己負担が必要な制度が使えない。



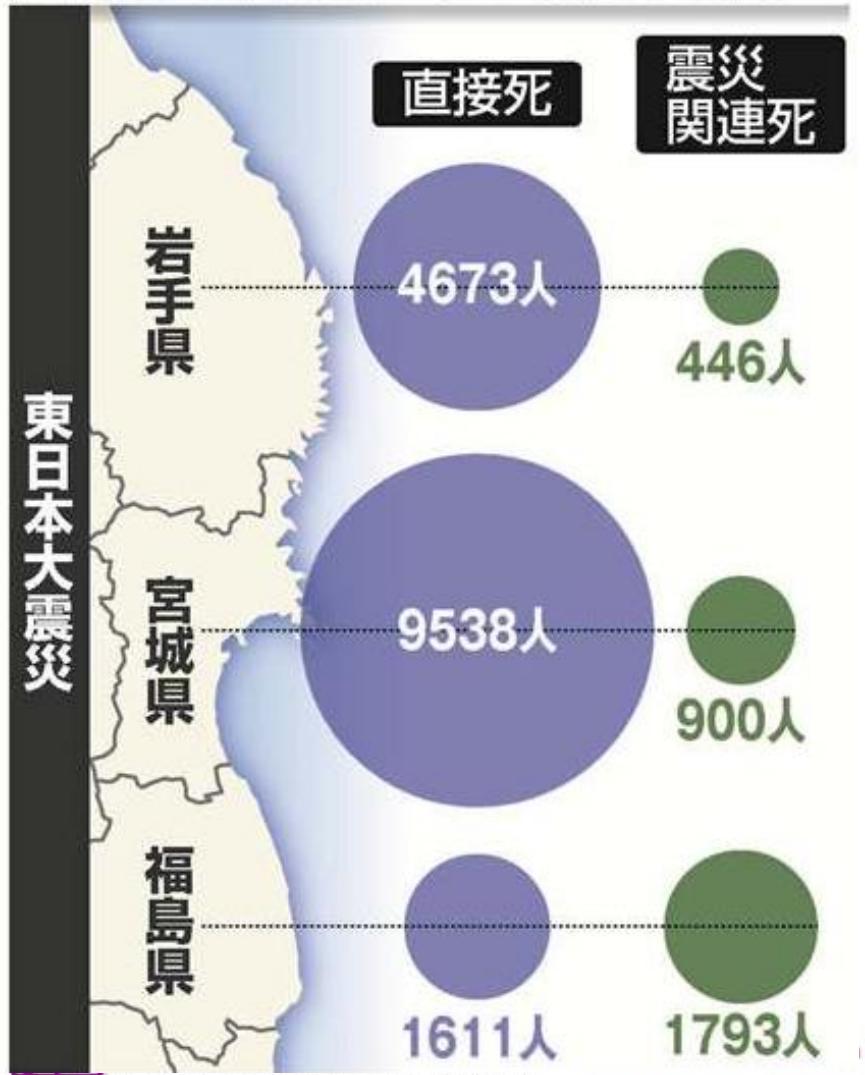
○在宅被災世帯と仮設世帯との支援格差

	在宅被災世帯	仮設住宅世帯
義援金	有り 相談判定によって無い世帯も。	有り
赤十字家電6点セット	無し	有り
暖房器具支援	無し	有り
住宅再建	助成金最大152万円 未だに壊れた家屋に暮らす方ら・・・	復興住宅、高台移転など連続駐多数 但し、資金的な問題で悩む方は多い
集会場	被災して無くなつた地域多数。 自治会での再建困難。	有り。 震神淡路大震災の教訓大。
コミュニティ再生	基本的に住民まかせ。 地区会長不在の地区も。	住民主体も寄り添い支援の ボランティアなどの存在あり
居住環境	被災場所に住む。不便。 住民バスも仮設中心に運行	映いなど不満あるが、移動支援、 買い物支援など様々な支援が集中
見廻り見守り	既存の行政サービスに限そうとして いるが、マンパワー不足は決定的	官民一体となった取り組み



東日本大震災と阪神大震災の 主な被災県の直接死、震災関連死

直接死は警察庁調べ(2015年1月9日現在)
関連死は復興庁調べ(14年9月30日現在)

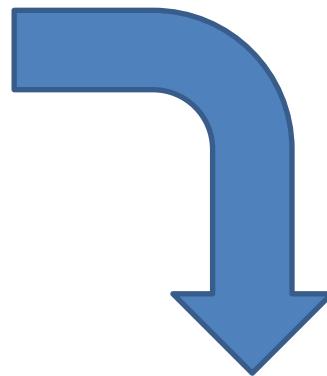


関連死問題

なぜ関連死の扱いが
こんなに違うのか。
遺族は再起できない。



増え続ける原発避難者の関連死



+ 319人

【引用】
東京平成25年3月11日

	岩手	宮城	福島
震災関連死	434人	879人	1656人
直接死	4673人	9537人	1607人

【引用】 日経平成26年2月20日



弁護士法人
芦屋西宮市民法律事務所

Ashiya Nishinomiya Citizen Law Office

原発賠償金への課税問題

福島第一原子力発電所の事故により東京電力株式会社から
支払われる損害賠償金の非課税立法に関する提言

2013年（平成25年）7月19日
日本弁護士連合会

第1 提言の趣旨

福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）につき、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）から、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原子力損害賠償法」という。）に基づき、被害者（被災者）に支払われる損害賠償金（営業損害に関する賠償金、検査費用（物）に係る賠償金、就労不能損害に対する賠償金、法人が他の者から支払を受ける損害賠償金等、以下「原発事故賠償金」という。）は、現行の所得税、法人税法上、課税対象とされている。しかし、原発事故賠償金は生活再建や事業再生に必要な資金であって、これに課税することは被害者（被災者）の経済的再起を阻害することとなるので、当連合会は以下の立法措置を提言する。

復興への寄付金への課税問題

■寄付金1.8億円に課税 岩手大船渡の被災漁業組合一転苦境 (毎日新聞2013.08.13朝刊)

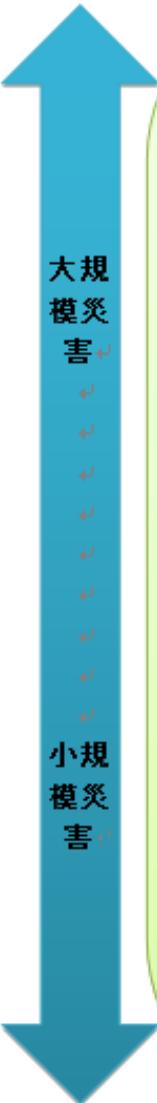
「三億との税
1 こ額課た。で、略
した約た多にされり中
し金れに的されり（中
設寄税会実外たる。
市けが協さ対充て
でた課やれ象て
渡受円漁殺めにれ
県船ら万る相た資ま
大からえつ備い
手財6か越だ設追
岩益1前を立をに
が公約災度設半宮
業者に税震年の大經
度人はは後のい
漁年度法では付災金し
被災昨法寄震付苦
の災合対人合回、し
震災合に法場今度転
日本生産万円た。た、年一
東漁業000た。あいはよ
陸8が損され組税
が損され組税
8が損され組税
同納



二重ローン対策の恒久法化

①債権買取機構
②ADR
③特定調停手続
の3手続を選択

信用情報機関には登録せずに、
復興促進



債権買取機構

- ・迅速かつ大量に買取決定を行う。新規融資運動で復興迅速化
- ・金融機関等に買取決定尊重義務を課す。
- ・買取決定の「適正な時価」により金融機関主導も期待できる

ADR

- ・対象者は、①大規模災害により既存債務の弁済が困難になった被災者、②債権買取機構において買取決定がなされなかった被災者、③同機構における買取決定後の免除割合等について同機構と協議が整わない被災者、を広く含む

- ・被災者からADRの申立がなされた場合、原則受け付ける (専門払いはしない)
- ・ADR機関の和解案の内容は、ADRの目的が債務整理ではなく被災者の生活再建にあることを念頭に、東日本大震災における私的整理ガイドラインの内容を上回るものとする
- ・債権者がADR機関の提案した和解案を受諾しない場合、同機関は、さらに特別調停案を提示し、受諾しない場合、その事実を報告・公表等する。
- ・被災者にとって敷居が低く利用しやすいというメリットがある

特定調停手続における東日本大震災の 私的整理ガイドラインの活用

- ・現行の私的整理ガイドラインを一般準則化し、特定調停手続におけるガイドラインとして活用できるようにする
- ・新たな組織は不要であり（既存の裁判所の建物及び既存の制度を活用）、最も迅速に対応することが可能。きちんと広報を行えば、金融機関によるリスクフェーズが進められる前に、被災者の債務の減免の実現が可能



立ち位置や存在意義など 初心を確認する



弁護士法人

芦屋西宮市民法律事務所

Ashiya Nishinomiya Citizen Law Office

立ち位置と存在意義

非体験者の
罪ほろぼし

当事者じやな
いから寄添人

中途半端な
専門性

意訳好きな
通訳人

アメーバのよ
うな連携

人権感覚と市
民感覚

アンチ公平
性

自然体で限
界を知る

合意形成支
援は本業だ



初心（デフォルト）の設定

目的と手段を
区別

法律は道具

まずは信じる

日常の安定こ
そ平和

一人ひとりを
大事にする

自由に, オー
プンに

専門性由来の
バランス感覚

憲法

明るく・楽しく・
しつこく



最後に



弁護士法人
芦屋西宮市民法律事務所

Ashiya Nishinomiya Citizen Law Office

憲法的発想

一人ひとりの被災者を尊重（13条の個人の尊重）

被災者が主権者である（国民主権）

暮らしと住まい（22条居住の自由と25条生存権）

合意形成を尊重する（民主主義）

多数決の暴走を阻止（立憲民主主義）

復興予算流用を阻止（財政民主主義）

原発はいらない（平和的生存権）

弁護士が復興にかかわる（三権分立）



弁護士法人

芦屋西宮市民法律事務所

Ashiya Nishinomiya Citizen Law Office

憲法こそ復興基本法



災害復興基本法案
(2010.1/関西学院大学災害復興研究所)

- ◇全17条
- ◇被災者主権
- ◇前文より「被災地に生きる人々と地域が再び息づき、日本国憲法が保障する基本的人権が尊重される協働の社会を新たにかたち創る」

憲法に災害事態条項はいらない

災害対策の現場からみた憲法改正「國家緊急権」創設の危うさ

投稿日: 2015年02月19日 16時05分 JST | 更新: 2015年02月19日 17時09分 JST



1,546

164

847

15

いいね!

シェア

ツイート

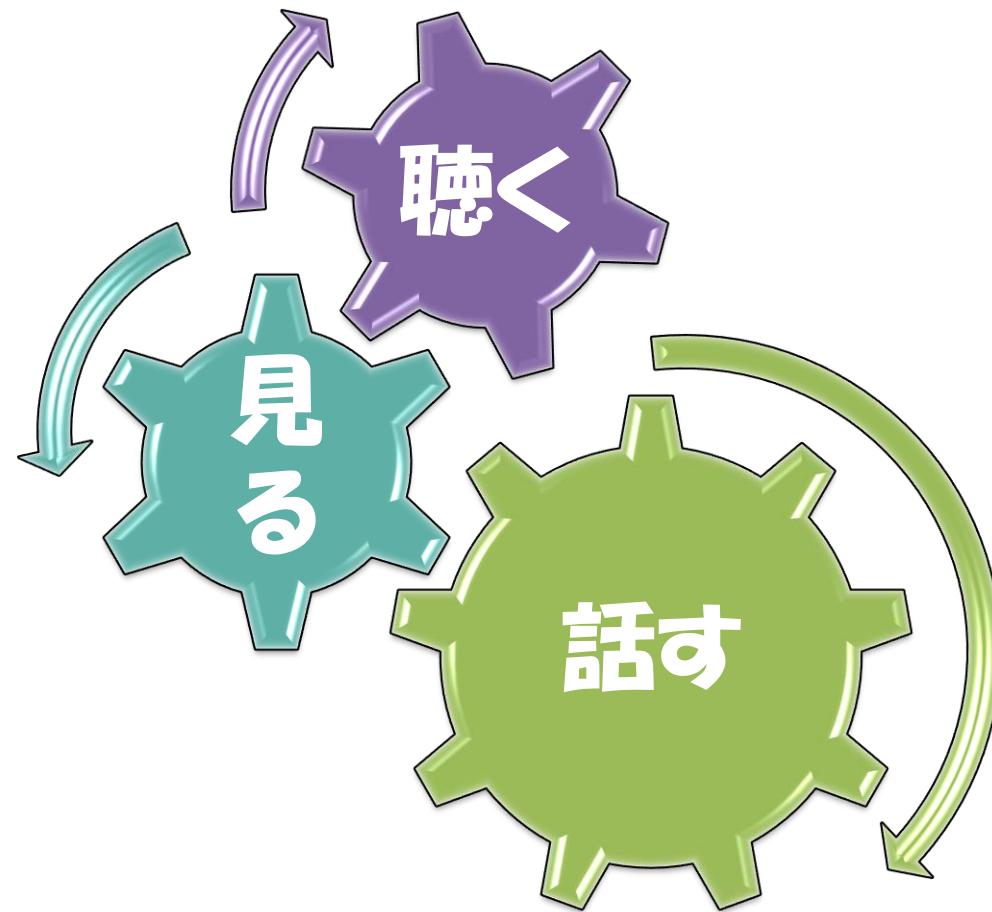
コメント



与党・自民党は、次の参議院選後を目処に、緊急事態条項すなわち「国家緊急権」の新設

http://www.huffingtonpost.jp/susumu-tsukui/national-emergency-rights_b_6710650.html

受け継ぎ・引き継ぐ



弁護士法人

芦屋西宮市民法律事務所

Ashiya Nishinomiya Citizen Law Office